

時代に即した組織運営・人材戦略に関する分科会の概要

分科会の設置①

1 目的

組織内外に様々な困難や制約条件を抱える中で、変革する社会を反映した持続可能な自治体運営を行うには、リーダーの役割や目標の掲げ方、ダイバーシティ・インクルージョンなどの組織のあり方、人事部門の組織・体制やシステム化、人的情報開示などの人事管理のあり方、デジタル活用や他主体との連携などの業務遂行のあり方に関して、どのような戦略や特色を持った組織であるべきか、検討を行う。

(主なテーマ)

- 組織のあり方 [リーダー（首長・幹部）の役割、目標の掲げ方（職員像、MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）、ダイバーシティ・インクルージョンなど）]
- 人事管理のあり方 [人事部門の組織・体制、システム化、人情報開示など]
- 業務遂行のあり方 [デジタル活用、他主体との連携など]

2 構成員

分科会の構成員は別紙のとおりとする。

分科会の設置②

3 座 長

- (1) 分科会には、分科会長を置く。分科会長は、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）の構成員のうちから、座長が指名する者とする。
- (2) 分科会長は、会務を総理する。
- (3) 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長が指名する者が、その職務を代理する。

4 議 事

- (1) 分科会の会議は、分科会長が招集する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、必要な者に分科会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 分科会が行う検討の内容については、検討会に対し、報告を行うこととする。

5 雜 則

- (1) 分科会の庶務は、総務省自治行政局公務員部公務員課において処理する。
- (2) これに定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が定める。
- (3) 分科会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、分科会長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

6 想定スケジュール

今後、必要に応じ、関係者からのヒアリングなども実施しながら、令和7年夏を目途にとりまとめを行う予定。

構成員名簿

伊藤	正次	東京都立大学法学部教授
稻継	裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
井上	健次	全国町村会（毛呂山町長）
太田	匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大屋	雄裕	慶應義塾大学法学部教授
笠井	喜久雄	全国市長会（白井市長）
地下	誠二	公益社団法人経済同友会 地域共創委員会委員長 (株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長)
馳	浩	全国知事会（石川県知事）
三輪	和夫	一般財団法人地方自治研究機構理事長
横田	響子	株式会社コラボラボ代表取締役

(五十音順、敬称略)